

福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会

第2回経営手法専門部会 会議概要

(注) VFM算出のための具体的な設計額を提示するため、運営要綱に基づき非公開にて開催した

1.開催日時	平成20年12月24日(水) 13:30~15:55
2.開催場所	福岡市役所15階 第4会議室
3.出席者	(1) 経営手法専門部会(正副部会長以外は五十音順) 浦邊真郎部会長、小出秀雄副部会長、岩崎正義委員、最所憲治委員
	(2) オブザーバー 福岡市 : 計画課長 他2名 春日市 : 環境課長 他1名 大野城市 : 環境生活部付課長 太宰府市 : 環境課長 那珂川町 : 環境防災課長
4.欠席者	なし
5.議題	(1) 議事 議題1 事業方式について 議題2 組合及び事業者の責任・リスク分担について 議題3 VFM算出のプロセスについて 議題4 VFM試算条件について (2) その他

(1) 議 事

議題1 事業方式について	<p>今後検討する事業方式は 従来型公共事業 DBO PFI(BOT・BTO)の3方式とする。</p> <p>ここでの従来型公共事業とは、福岡市が今まで行ってきた運転・保守・監視業務等を単年度契約で民間委託する方式とし、PSCもそのような考えで設定する。</p> <p>DBOは、設計・施工及び維持管理運営を一括して民間事業者へ委託する方式でPFIと類似する方式であるが、資金調達をすべて公共が行う点で大きく異なるため、資金調達を公共が行い、かつ民間委託をする範囲が最も広い方式ということで、今後検討を行うこととする。</p> <p>PFIについては、廃棄物処理でよく採用されているBTO・BOT・BOOの3方式で検討を行ったが、BOOについては、民間事業者の裁量による料金収入や事業収入等により運営する独立採算型で多く見られ、一般廃棄物処理施設にはなじまないため検討から外すこととする。</p> <p>BOTとBTOについては、施設を民間が所有するかしなが大きく異なり、そのため発生する「不動産取得税・固定資産税・都市計画税」の諸税の問題や金融機関の緊張感の問題、またその他考えられるリスクを含めて今後検討する必要がある。</p> <p>第三セクターについては、循環型社会形成推進交付金交付要綱の交付対象事業者の定義に基づき、PFI法による選定事業者が第三セクターである場合は今後も検討を要するが、事業主体としての第三セクターは交付金対象事業者になり得ないことから検討から外すこととした。</p>
--------------	--

議題2 組合及び事業者の責任・リスク分担について

リスク分担については、リスクを最もよく管理できる者がそのリスクを負担するという考えに基づき、様々なリスクを洗い出し、官民のリスク管理能力に応じて最適なリスク分担を決定する。

交付金の金額変更のリスクについては、組合にとって大きなリスクなので、事前に議論しておく必要がある。

BOTの場合、引渡し時のリスクが大きいため、最後の5年くらいは修繕用に内部で積み立てさせ、引渡し条件に見合わない場合はそこから修繕を行うという方法も考える必要がある。

一般廃棄物で代表的なリスクは「ごみ量・ごみ質の変動」であるが、変動を予測し、施設に幅を持たせて計画するため、その範囲内であれば事業者が、範囲外であれば公共がリスクを負担するという考えが一般的である。

不可抗力に基づくもの、事業者側・公共側のどちらにも責任がないもの、保険ではカバーできないものをどう取り扱うのかの検討が必要である。

特定の大きなリスクが発生した時にどうい費用がかかるかについては、できるだけ把握しておいた方がよい。

議題3 VFM算出のプロセスについて

議題4 VFM試算条件について

リスク調整のVFMへの反映については、組合から事業者に移転できるリスクのうち、保険料として見積もることができるリスクのみを調整する。

VFMについては、中間処理施設と最終処分場を別々の事業として分けて算定する。

中間処理施設については、ストーカ式焼却方式・シャフト式ガス化溶融方式・流動床式ガス化溶融方式の3方式で、設計・建設期間を5年、維持管理運営期間を25年として比較検討を行う。

中間処理施設におけるPSCの設定は、プラントメーカー見積もり及びこれまでの実績値等によって設定し、PFI-LCCについては、プラントメーカーへの意向調査の中で聞いていく。

最終処分場については、設計・建設期間を5年、維持管理運営期間を25年として、概算でVFMを算定し、事業進捗に合わせて精査する。(意向調査は行わない。)

最終処分場におけるPSCの設定は、図面による積算及びこれまでの実績値等によって設定する。

維持管理運営期間の25年については、ファイナンスの面から事業者リスクが高くなることから、プラントメーカーへの意向調査の中でヒアリングを行った上で決定する。またこの件については、金融機関へのヒアリングも行った方がよい。

割引率については、20年物長期国債利回り、インフレ率等を参考に設定する。

削減率については、人件費や光熱水費のように、公共が調達しようが民間が調達しようが削減できないものについては適用せず、運転管理の技術やノウハウを使って削減できるだろうという部分のみに適用する。

(2) その他

次回開催は、3月26日(木)13:30 ~